

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正

◇告示 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
鳥取県収入証紙規則の一部改正
診療エツクス線技師法に基づく当該吏員の証票の交付

河川堤防敷の公用廃止
基本測量の終了
修正測量の実施
土地改良区から理事の氏名、住所の届出
右 同
国民健康保険を行つてゐる村に対する条例変更認可
狂犬病予防法に基づく獣医師の選任

規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第六十二号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。
第二条経済課関係中第三十五号及び第三十六号を次のように改める。

三十五 小型船舶の船籍及び積量の測定に関すること（

小型船舶の船籍及び積量の測定に関する政令）

三十六 船籍票交付手数料に関すること（手数料徴収規則）

第三条経済課関係中第二十二号及び第二十三号を削り第二十四号及び第二十五号を次のように改め、第二十六号

を第二十四号とし以下順次繰り上げる。

二十二 小型船舶の船籍及び積量の測度に關すること（小型船舶の船籍及び積量の測度に關する政令）

二十三 船籍票交付手数料に關すること（手数料徴收規則）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用する。

鳥取県手数料徴收規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第六十三号

鳥取県手数料徴收規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴收規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表六十八の次に六十八の二として次のように加える。

六十八の二と、畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）

第三条第一項の規定に基くと、畜場設置許可手数料

一般と、畜場

千五百円

簡易と、畜場

八百円

別表百四十六の次に百四十七として次のように加える。

百四十七 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）第十

四条の規定に基く桑苗の検査を行う場合の手数料

二十本につき 一円

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十八年八月二十五日から適用する。

但し、百四十七については昭和二十八年九月一日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第六十四号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の例を次のように改める。

例 削除

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第四百五号

診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十七条の規定による当該吏員の証票を昭和二十八年九月一日次のように交付した。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

番号	職名	氏名
一	事務吏員	高田 勇
二	"	山形 利男
三	"	河原 信則
四	"	岡本 竜雄
五	技術吏員	石亀 一実
六	事務吏員	前島 節藏
七	"	河原 治美
八	技術吏員	原 満津子
九	"	島田 哲郎
一〇	事務吏員	北浦 基義
一一	"	米沢 弥一郎
一二	技術吏員	石川 シガ
一三	事務吏員	瀬川 徹
一四	"	鈴木 光男
一五	技術吏員	倉垣 清一

- 一六 事務吏員 笠原 幸富
- 一七 " 井上 道男
- 一八 技術吏員 樋口 田鶴
- 一九 事務吏員 実重 一郎
- 二〇 " 坂本 秀男
- 二一 技術吏員 鈴木 慶吾
- 二二 事務吏員 遠藤 計
- 二三 " 佐藏 清美

鳥取県告示第四百六号

廢川敷地処分令(大正十一年勅令第三百三三号)第三条の規定により次の河川堤防敷は、その公用を廢止する。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 東伯郡羽合町田後字大樋口三九五番地先から同所字出口五三八番地先まで七反三畝一步
- (關係図面は土木部管理課に保存)

鳥取県告示第四百七号

次のとおり基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 作業種類 一等磁気測量
- 二 作業区域 東伯郡倉吉町

鳥取県告示第四百八号

次のとおり修正測量を施行する旨広島郵政局長から通知を受けた。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

- 一 測量地域 岩美郡浦富町、田後村、東村、本庄村、岩井町、蒲生村
- 一 測量期間 昭和二十八年九月中六日間
- 一 測量方法 測鎖測量

鳥取県告示第四百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

羽合土地改良区

- 故島 賢市 東伯郡羽合町大字長瀬
- 天野 重平 " "
- 小林 駿太郎 " "
- 三谷 隆次 " "
- 佐野 信次 " "
- 秋田 義治 " 大字久留
- 河原 高明 " 大字水戸
- 椿 徳 " 大字田後
- 磯江 一美 " "
- 中井 賢太郎 " 大字南谷

山本義春

- 山本 義春 " 大字下淺津
- 本多 正信 " 大字橋津
- 松井 正義 " 大字上橋津
- 上村 金藏 " "
- 北村 光太郎 " "
- 和田 義信 " 大字長瀬
- 島田 安夫 " 大字上淺津
- 村岡 爲三郎 " "
- 梅田 利康 " "
- 前田 俊治 " 東郷町大字門田
- 絹見 健治 " 大字長江
- 平田 米三郎 " "
- 谷田 仁郎 " 上井町大字清谷
- 谷田 義信 " "
- 仲倉 吉藏 " 上北条村大字大塚
- 高城村上福田土地改良区
- 藤本 豊藏 東伯郡高城村大字上福田
- 藤本 秀平 " "

杉本精治	東伯郡上井町大字上井
杉本清	"
杉本辰男	"
杉本辰藏	"
吉岡永美	"
杉本美義	"
杉本親愛	"
藤本忠義	"
平岩八十治	"
上井町長谷土地改良区	
砂原常藏	東伯郡上井町大字上井
梅本兼房	"
山田善九郎	"
松井益藏	大字海田
田栗保	"
谷本弁	大字福庭
市村民夫	"

鳥取県告示第四百十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
 第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の
 氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年九月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鹿野町大井手土地改良区

那須豊吉 気高郡鹿野町大字鹿野

若林安藏 "

山口末吉 "

富本吉治 "

梅実定雄 "

谷口規雄 "

豊実村大桶土地改良区

谷口美嘉 鳥取市大桶

谷口正弘 "

花田栄治 "

山下信治	"
奥田節男	"
高橋竹治	"
國中村東部土地改良区	
上嶋正実	八頭郡家町大字池田
山崎一	"
高浜三郎	"
木村幸太郎	"
上島幾三	"
林喜代藏	大字万代寺
井上千代藏	"
林朝治	"
佐野井手土地改良区	
鳥飼貞好	東伯郡関金町大字松河原
光村大藏	"
石川貞藏	"
鳥飼喜隆	大字関金宿
遠藤武次郎	"

西村 正 "

大高村尾高土地改良区

後藤 續 西伯郡大高村大字尾高

後藤 顯 "

東 忠利 "

竹本友市 "

塚田実夫 "

般田健 "

田中秀明 "

小関良則 "

下関重浩 "

後藤喜一郎 "

大字下郷
大字尾高

鳥取県告示第四百十一号

国民健康保険を行つてゐる次の村に対し国民健康保険法
 （昭和十三年法律第十六号）第八条ノ十三第二項の規定
 に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年九月二十二日

